

北見工業大学におけるネーミングライツパートナー募集要項

国立大学法人北海道国立大学機構（以下「機構」という。）における北見工業大学（以下「本学」という。）は、「北見工業大学におけるネーミングライツに関する基本方針」のもと、自己収入の拡大を図り、本学の教育及び研究に資することを目的として、ネーミングライツ事業を実施する事業者等を以下のとおり募集します。

1. 対象施設

原則として、本学におけるすべての施設及びスペースを対象とします。

※ネーミングライツ対象については、建物等の施設単位のほか、教室、自習スペース等の区画単位まで幅広く対応を可能としておりますので、事前相談、現地視察の希望等も含めて、下記の間い合わせ先までご連絡ください。

施設等の概要は下記のバーチャルキャンパスや施設貸出を参照ください。

・バーチャルキャンパス

https://www.kitami-it.ac.jp/admission_division/special/virtualcampus/

・施設貸出 <https://www.kitami-it.ac.jp/center-info/kaihou-shisetsu/>

2. 契約期間

原則として3年以上とします。

3. ネーミングライツ料

年間契約額とします。（消費税及び地方消費税は別）

4. 応募資格

以下の各号に該当しない事業者等が応募できるものとします。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ②行政機関から行政指導受け、改善がなされていないもの
- ③社会問題を起こしているもの
- ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- ⑥賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦政治団体
- ⑧宗教団体
- ⑨会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの

⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの

⑪ その他ネーミングライツ事業に応募するパートナー等として適当でないと本学が認めるもの

5. 愛称等の付与

命名する愛称等（名称、商標名、ロゴ、シンボルマーク等）は、大学の施設にふさわしい愛称等とし、対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。ただし、以下に該当するものは使用できません。

① 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの

② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

③ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

④ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの

⑤ 社会問題についての主義主張のあるもの

⑥ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

⑦ 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの

⑧ 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの

⑨ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの

⑩ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの

⑪ たばこ、アルコールの広告や喫煙、飲酒を促すもの

⑫ 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの

⑬ 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの

⑭ その他、愛称等として適当でないと本学が認めるもの

6. ネーミングライツパートナーの特典、付帯条件等

ネーミングライツパートナーには、次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

① ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業に係る施設等の愛称等のサイン、案内看板等を設置できます。なお、愛称等のサイン、案内看板等の内容（デザインや大きさ等）、設置場所及び設置方法については、本学と協議が必要です。

② 本学は、本学の公式ウェブサイト等において、愛称等への変更のお知らせを掲載し、愛称等を積極的に使用します。ただし、パンフレット等の印刷物については、愛称等使用開始後に作成するものを対象とします（広報媒体によっては、費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します）。

③ ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。

④ ネーミングライツパートナーは、契約期間終了の3ヶ月前までに契約更新を申し入れた場合は、当該施設等の契約更新に際し、優先して協議を行います。

⑤ その他、希望される付帯条件等があれば、応募時に提案することができます。

7. 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担

愛称等の表示、使用等に伴う費用負担は以下のとおりとなります。

- ①愛称等のサインや案内看板等の設置、変更及び契約期間満了後の原状回復に係る費用はネーミングライツパートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負担ください。）なお、愛称サインや案内看板等の内容（デザインや大きさ等）及び設置場所については、本学と協議が必要です。
- ②契約締結後に作成する大学広報誌等への愛称等の表示及び本学のホームページ掲載等については本学の負担で行います。
- ③愛称等の使用開始日において、看板の設置等が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ④愛称等のサインや案内看板等が破損した場合、またはこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツパートナーの負担とします。

8. 募集期間

随時受付を行います。

9. 募集方法

持参、郵送、Eメールにて以下の書類を提出してください。なお、持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとします。

- ①ネーミングライツパートナー申込書（別紙様式1）
- ②国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）
- ③法人の場合は、会社概要、直近3年間の決算報告書及び登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ④個人の場合は、住民票（発行3ヶ月以内のもの）

10. 選定方法

次の資格要件及び選定基準をもとに、本学が設置するネーミングライツ審査委員会において、応募の趣旨、愛称等案、ネーミングライツ料及び契約期間等を総合的に判断してネーミングライツパートナーの候補者を選定します。なお、いずれの応募についても、不適当とする場合もあります。

選定項目	要件、基準等	判断等	
資格要件	応募の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・応募資格を満たしているか。 ・過去に重大な事故および不誠実な行為を行っていないか。 ・経営基盤が安定しているか。 	適・否
	愛称等	<ul style="list-style-type: none"> ・学生、教職員や地域住民に受け入れられる親しみやすいものか。 ・施設のイメージを損なう恐れがないか。 	適・否
選定基準	希望価格	利用状況を勘案し、適切な金額か。	適・否
	希望期間	・愛称として定着させる観点から、期間が十分あるか。	適・否
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。	適・否	

11. 選定結果の通知、公表

選定結果は応募者に通知します。(別紙様式 2、3)

12. 契約の締結

機構は、本学とネーミングライツパートナー候補者と協議のうえ、ネーミングライツに関する契約を締結します。(別紙様式 4) なお契約締結後、決定した愛称等、ネーミングライツパートナー及び契約期間等を公表します。

13. ネーミングライツ料の納入

ネーミングライツ料は、機構が発行する請求書により指定された期日までに、年度ごとに1年分を一括で納入するものとします。ただし、初年度分や最終年度分については、契約時期によって、年間契約額を12で除し、契約月数を乗じた金額となります。

14. リスクの分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の責任及び負担や対象施設等につけた愛称等が、第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

また、新たに設置した看板等が破損する等、当事者に損害が生じた場合の責任及び負担は、協議のうえ決定することとします。

15. 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、機構は契約期間満了を待たずに契約を解除できることとします。また、ネーミングライツパートナーの事情等により愛称等の継続が困難な場合は、1ヵ月以上前に契約の解除を申し出てください。ただし、すでに納付済みのネーミングライツ料の返還はできません。これらの契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

16. その他留意事項

その他の留意事項は以下のとおりとなります。

- ① 申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返却しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。
- ⑤ 設置された愛称等のサインや案内看板等は、入学者選抜試験の実施等により、ネーミングライツパートナーの許可なく一時的に非表示（はずす、移動、覆い隠す等）とする場合があります。

17. 申込書の提出先及び問合せ先

国立大学法人北海道国立大学機構北見工業大学管理課経理係

〒090-8507 北海道北見市公園町 165 番地
TEL : 0157-26-9133 FAX : 0157-26-9137
E-mail : kaikei03@deak.kitami-it.ac.jp

年 月 日

国立大学法人北海道国立大学機構理事長 殿

申込者

名 称 _____

代表者 _____

住 所 _____

ネーミングライツパートナー申込書

北見工業大学のネーミングライツパートナーとなることを希望しますので、審査をお願いします。なお、この申込書については、事実と相違ないことを誓約します。

施設等名		
愛称（案）		
応募の趣旨、愛称の理由		
希望する契約期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
その他希望事項		
ネーミングライツ料	円（年額／税別）	
連 絡 先	担当者氏名	
	電 話	()
	F A X	()
	E-m a i l	@

(関係書類)

- (1) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）
- (2) 法人の場合は、会社概要、直近3年間の決算報告書及び登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- (3) 個人の場合は、住民票（発行3ヶ月以内のもの）

年 月 日

(事業者等名) 殿

国立大学法人北海道国立大学機構理事長

〇〇 〇〇

ネーミングライツパートナー決定通知書

年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツパートナーについて、
次のとおり採用することを決定しましたので、通知します。

記

施設等名		
愛称		
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで	
ネーミングライツ料	年額	円 (税別)
	総額 (年間)	円 (税別)

年 月 日

(事業者等名) 殿

国立大学法人北海道国立大学機構理事長

〇〇 〇〇

ネーミングライツパートナー不採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツパートナーについて、
次の理由により不採用とすることを決定しましたので、通知します。

記

施設等名	
不採用理由	

別紙様式 4

北見工業大学ネーミングライツに関する契約書

国立大学法人北海道国立大学機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が所有する施設又はその他財産（以下「対象財産」という。）に企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、愛称（以下総称して「愛称等」という。）を付与することができる権利等（以下「ネーミングライツ」という。）に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、次条以下に定めるネーミングライツについて、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

（ネーミングライツ）

第2条 甲は乙に対して、本契約に定めるところにより、甲が所有する対象財産に、愛称等を付与することができる権利を認める。

（ネーミングライツの愛称等）

第3条 本契約に基づき、乙が申し入れ、甲が承認したネーミングライツは、次の財産を対象とするものとする。

対象財産名：〇〇〇〇〇〇（所在地：〇〇〇〇〇〇）

2 対象財産の名称に関して付与する愛称等は、次のとおりとする。

日本語表記「」

3 甲は、甲の定める規則等、組織内部における文書の記載等において正式名称を使用する場合を除き、前項の愛称等を使用し、乙と協力して、愛称等の定着に最大限努力するものとする。

4 本契約の有効期間中において、乙は、原則として本契約における愛称等を変更することができない。

（契約の有効期間及び愛称等の使用期間）

第4条 本契約の有効期間及び愛称等の使用期間は、年月日から
年月日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、本契約が終了した場合は、愛称等の使用についても同時に終了する。

（愛称等のサイン、看板等の設置）

第5条 甲は、甲が設置した対象財産及び北見工業大学（以下「本学」という。）の名称表示サイン（以下「サイン」という。）、看板等について、乙が愛称等を表示するものに変更することを了承する。

2 前項に定める場合のほか、乙は甲と協議のうえ、対象財産及び本学構内に新たにサイン、看板等を設置することができる。

- 2 前項に定める通知を甲が受領したときは、本契約の目的と同目的の新たな契約について、経済事情等諸般の事情を考慮し、甲乙が協議するものとする。
- 3 第1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が整わない場合には、本契約は第4条第1項に定める期間の末日をもって終了する。
- 4 前項の規定に基づき本契約を終了する場合は、乙は、第4条第1項に定める期間の末日までに、サイン、看板等を撤去し、その費用は乙が負担し、原状に回復するものとする。
- 5 前項のサイン、看板等の撤去及び原状回復を乙が行わないときは、甲がサイン、看板等を撤去し、その費用の全額を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲及び乙は、本契約の相手方につき、次のいずれかの事実が生じた場合は、第4条第1項に定める契約期間中であっても、何らの催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
 - (2) 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
 - (3) 本契約に定める条項に違反した場合。
 - (4) 乙について、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
 - (5) 乙が、ネーミングライツパートナー応募時の応募資格を満たさなくなったとき。
 - (6) 乙の事情等により愛称等の維持が困難となったとき。
 - (7) 甲が実施する改修工事等により、愛称等の維持が困難となったとき。
 - (8) 災害により、愛称等の維持が困難となったとき。
- 2 乙が前項第6号により、本契約を解除するときは、1ヵ月前までに、甲に申し入れるものとする。
 - 3 第1項各号に定める契約解除が行われた場合のサイン、看板等の撤去については、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

(ネーミングライツ料の返還)

第12条 前条第1項第1号から第3号の規定に基づく甲の申し入れにより、契約が解除された場合及び同条第1項第4号から第6号の規定により契約が解除された場合、甲は、乙が既に支払ったネーミングライツ料を返還しないものとする。

- 2 前条第1項第1号から第3号の規定に基づく乙の申し入れにより、契約が解除された場合及び同条第7号及び第8号により、本契約が終了した場合、甲は、既に支払われたネーミングライツ料のうち未履行分について、日割りにより計算のうえ、乙に速やかに返還するものとする。

(契約の変更)

第13条 甲及び乙は、第4条第1項の契約期間中、重大な事情の変化が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知のうえ、甲乙誠実に協議のうえ、契約内容を変更

することができる。

2 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議のうえ、契約内容を変更することができる。

(知的財産権)

第 14 条 乙が、本契約における愛称等に関して知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に規定する権利をいう。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを対象財産の使用又は、この通常の事業に必要な範囲で、無償で使用することを認める。

2 前項に定める以外の知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議により別途定める。

3 愛称等が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の知的財産権を侵害する場合は、乙は自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

4 愛称等に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

5 前 2 項の規定にかかわらず、甲が第三者に対し金員の支払を余儀なくされたときは、乙は、甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（弁護士費用を含む）を直ちに支払う。

(損害賠償)

第 15 条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲及び乙は、第 11 条第 1 項各号に定める契約解除により、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙の協議により決定するものとする。

(秘密の保持)

第 16 条 甲及び乙は、業務の実施に関し相手方から秘密である旨を明示して開示された情報（以下「秘密情報」という。）をみだりに他者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も秘密情報を保有する限り効力を有する。

(管轄裁判所)

第 17 条 本契約に関する訴えについては、釧路地方裁判所北見支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等に関する協議)

第 18 条 本契約の内容に関し、契約に定めがない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各 1 通を保有

するものとする。

年 月 日

甲 帯広市稲田町西2線1-1
国立大学法人北海道国立大学機構
理事長 ○○ ○○印

乙 ○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○印